

(案)

資料 1 - 1

区域計画の変更の認定申請書

令和 2 年 12 月 1 日

内閣総理大臣 殿

広島県・今治市国家戦略特別区域会議

令和元年 12 月 18 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」に、「国家戦略道路占用事業」を追加する。
- (2) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」に、「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 12 月 1 日
広島県・今治市国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（8）名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したオープンカフェや各種イベントの開催等により、MICEの推進及び観光振興等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第3号の施設等とする。（事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。）

① 福山駅前開発株式会社

・福山駅箕沖幹線（別紙1）

【令和3年1月以降に実施】

（9）名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

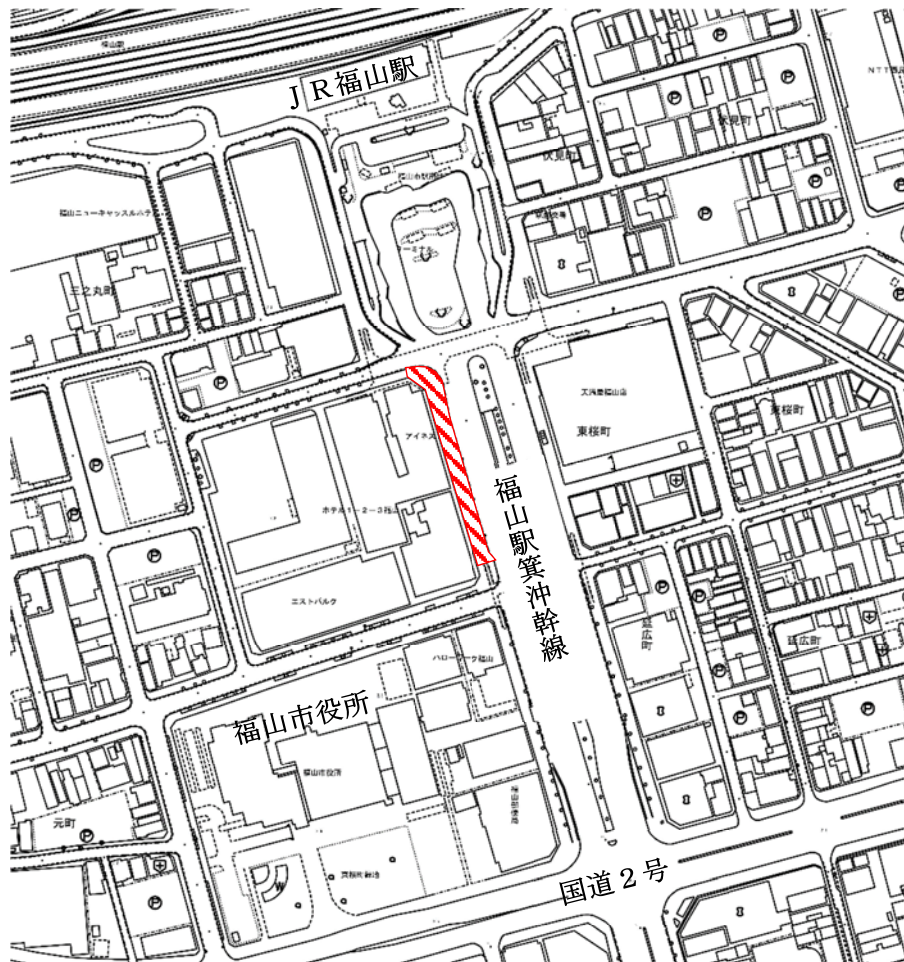
（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。

① 広島県全域【直ちに実施】

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

福山駅箕沖幹線



【凡例】



国家戦略道路占用事業を行う区域

0 50m



N



新旧対照表

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画

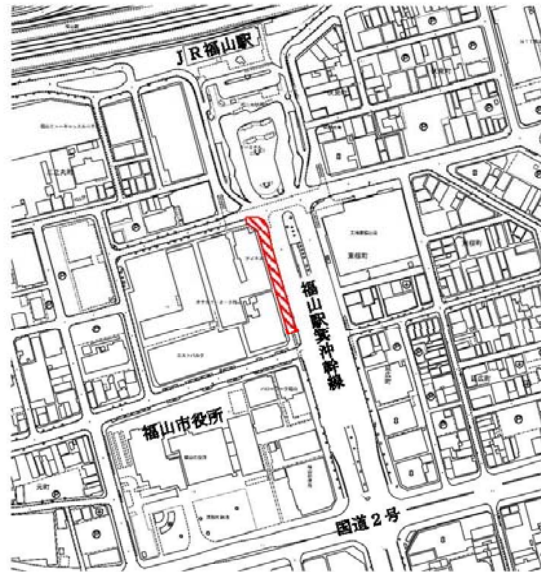
改正案	現行
2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(7) 略 (8) 名称：国家戦略道路占用事業 内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例 <u>(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)</u> <u>国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したオープンカフェや各種イベントの開催等により、MICEの推進及び観光振興等を図る。</u> <u>本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第3号の施設等とする。(事業実施の際は、清掃活動、迂回道路の交通案内、自動車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)</u> ① 福山駅前開発株式会社 <u>・福山駅箕沖幹線(別紙1)</u> <u>【令和3年1月以降に実施】</u> (9) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業 内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例 <u>(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</u> <u>以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を所轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企</u>	2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(7) 略

業への就職を促進する。

① 広島県全域【直ちに実施】

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

福山駅箕沖幹線



【凡例】



国家戦略道路占用事業を行う区域

0 50m

